

備後国杭荘における名主座について

蘭部寿樹

The *Myoshu-Za* in *KUINO-SHO* of *BINGO* Country
SONOBE Toshiki

はじめに

- ①惣莊名主座の成立
- ②惣莊名主座の構成と運営
- ③惣莊名主座と個別村落名主座・宮座
- ④名単位の祭祀

おわりに

【論文要旨】

本稿は、備後国御調郡杭荘（現広島県三原市久井地域）における名主座の構成と展開について論じたものである。名主座とは、一四世紀初頭ごろ成立した、村落内身分である名主頭役身分の者たちの身分集団である。名主頭役身分とは、名主職の所持をもとに、宮座である名主座の頭役を勤仕する者の村落内身分のことである。また村落内身分とは、村落集団によりおのおの独自に認定・保証され、一義的にはその村落内で通用し、村落財政により支えられた身分体系である。

杭荘における杭稻荷神社の名主座は一四世紀前期までは成立しており、見子（神樂座）・東座・西座という構成であった。中世後期の杭荘において、杭稻荷神社の惣

莊名主座、下津八幡宮の準惣莊名主座（下津・吉田両村の名を基盤とする）、そして江木村の良神社、吉田村の嚴島社、天満宮、某社（大仙社カ）、和草村の（上組）八幡宮、勘原村の高杉社、某社（愛宕社カ）、某社（上大幡社カ）、某社（中大幡社カ）、某社（大幡社カ）、某社（神社名不詳）及び下津村の金比羅社など十二社の個別村落宮座が成立していた。このことから、一村落に一神社（宮座）という思い込みが從来の研究にみられたことに警鐘を鳴らした。

【キーワード】名主座、宮座、村落内身分、名単位の祭祀、備後国杭荘